

令和5年度第1回茅ヶ崎市都市計画審議会会議録

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 題       | <p>議 題</p> <p>(1) 茅ヶ崎市景観計画の変更について（諮問R5-1号）<br/>→案のとおり承認するとして市長に答申することとなった。</p> <p>(2) ちがさき都市マスタープランの中間評価について（報告）<br/>→報告を行った。</p> <p>(3) その他</p>                                                                                                                |
| 日 時       | 令和5年6月2日（金）10時00分から11時30分                                                                                                                                                                                                                                       |
| 場 所       | 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1・2                                                                                                                                                                                                                                             |
| 出席者氏名     | <p>【出席委員】</p> <p>山本委員、中村委員、松井委員、齋藤委員、中川委員、岡崎委員、長谷川委員、山口委員、小峰委員、辰川委員、西山委員</p> <p>【欠席委員】</p> <p>吉田委員、渡邊委員、加藤委員、高木委員、中馬委員、益淵委員</p> <p>【事務局】</p> <p>後藤都市部長</p> <p>都市計画課 菊地課長、永野課長補佐、担当者3名（小見・福地・鈴木）</p> <p>景観みどり課 田代参事、石下主幹、担当者1名（二階堂）</p> <p>都市政策課 深瀬課長、井上課長補佐</p> |
| 会議資料      | <p>【議案書】 茅ヶ崎市景観計画の変更について（諮問R5-1号）</p> <p>【資料（1）-1】 茅ヶ崎市景観計画の変更について</p> <p>【資料（1）-2】 茅ヶ崎市景観計画（抜粋）変更部分</p> <p>【議案書】 ちがさき都市マスタープラン中間評価について（報告）</p>                                                                                                                 |
| 会議の公開・非公開 | 公開                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 傍聴者数      | 1人                                                                                                                                                                                                                                                              |

(会議録)

10時00分開会

○菊地都市計画課長

定刻となりましたので令和5年度第1回茅ヶ崎市都市計画審議会を開催させていただきたいと思っております。

私は都市計画課長菊地でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。会議開催にあたりまして委員の方より欠席のご連絡をいただいている方がございます。

本日の審議会につきましては、委員数、17名のところを、現在11名のご出席をいただいております。

従いまして都市計画審議会条例第7条第2項の規則を充足しており、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、会議開催にあたりまして都市部長後藤よりご挨拶を申し上げます。

○都市部長

はい。

皆様おはようございます。都市部長の後藤でございます。

本日はお忙しい中また、お足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

本年度第1回目の都市計画審議会でございます。

委員の皆様、また、先ほどご紹介がありました、途中で代わられた委員の皆様どうかよろしくお願ひいたします。

また委員の皆様の任期は本年8月までとなっておりますので、本日お集まりの委員の皆様による会議は今回が最後となります。任期中、審議会に提示いたしました都市計画案件について様々なご意見、ご助言をいただきましたことをこの場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

本日の審議会におきましては、茅ヶ崎市景観計画の変更についての諮問答申、ちがさき都市マスタープランの中間評価についての報告等の内容となっておりますが、どうか様々なご意見を賜りますよう、よろしくお願ひいたしまして、私の挨拶と代えさせていただきます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○菊地都市計画課長

ではお手元の資料について確認をさせていただきます。

事前に送付をさせていただいた資料のほか、本日、卓上に次第及び委員名簿を置かせていただいております。

なお、本日の審議の参考としまして、茅ヶ崎の都市計画、茅ヶ崎市景観計画、茅ヶ崎都市マスタープランを卓上にご用意をさせていただいております。こちら3冊につきましては、卓上においてお持ち帰りにならないようお願いできればと思います。

また、本日の議題ですが部長の挨拶にもありました通り、茅ヶ崎市景観計画の変更についてほか意見1件となっております。

よろしくお願ひいたします。

では、これから議事進行につきましては、中村会長の方にお願ひしたいと思います。よろしくお願いします。

○中村会長

はい。皆さんおはようございます。

当審議会会長を仰せつかっております中村でございます。

本日の司会をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。それでは早速議事に入らせていただきます。

最初に議題の（１）番、茅ヶ崎市景観計画の変更について諮問R5-1号につきまして、担当課から説明をお願いいたします。

○景観みどり課担当者

景観みどり課担当者よりご説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、茅ヶ崎市景観計画の変更について説明をさせていただきます。

資料は、本日の説明資料の資料（１）-１と、景観計画の変更案について、資料（１）-２をご用意させていただいております。

最初に、資料（１）-１に沿って、本日の都市計画審議会への諮問の趣旨をご説明させていただきますと思います。

次のページをご覧ください。

このたび、景観みどり課では、景観重要公共施設を新たに指定するにあたって、景観計画の変更を伴うため、本日諮問させていただくものになっております。

諮問理由については、記載の通り、景観計画の変更については、景観法によって、ご意見を頂戴することとなっております。

景観重要公共施設の指定方針及び指定の効果については、市民や来訪者に親しまれている道路や河川、公園といった公共施設は、順次、景観重要公共施設に指定することとなっております。

指定されると、「整備に関する事項」、「占用許可基準」について定めることができ、公共施設を整備する際や、工作物を設置する際に、基準に即して整備、設置しなければいけなくなるため、良好な景観の形成を図ることが可能となります。

次のページをご覧ください。

今回の指定候補地である駒寄川は、茅ヶ崎の北部に位置し、清水谷を主な水源とし、西に４キロ経て小出川に合流します。景観計画上では、都市河川ベルトに指定されており、生き物が生息・育成する環境の保全・再生や水辺の環境を楽しめる環境整備を進め、自然環境の保全・創出に努める方針が示されています。

次のページをご覧ください。

今回の指定候補地の位置図です。範囲は、河川の両側に河川管理用通路が整備されている「さかえはし」から「JR相模線」を予定しています。

この河川管理用通路は、普段、歩行空間として使用されています。

水が流れている部分だけでなく、護岸や河川管理用通路と橋梁を含んでの指定を予定しております。

また、指定の背景として、令和２年度から令和３年度にかけて、茅ヶ崎市博物館の整備にあわせ、公共サインをこの駒寄川沿いに設置しました。サインは、景観重要公共施設の指定範囲をメインルートとした周辺の歴史的資源の位置を記載しております。

この公共サインの設置にあわせ、駒寄川を景観重要公共施設に指定することで、景観上重要な場所であることを、市内外に示していきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

景観特性は、平成１９年に竣工した土地区画整理事業により整備され、自然と住

環境が一体となった良好な住宅地景観を形成しています。河川には親水護岸があり、水辺の自然環境を楽しむことができます。川の両側には河川管理用通路が整備され、自然豊かな河川景観を楽しみながら散策できる場所となっています。この景観特性を維持し、次世代へと継承できるように、景観重要公共施設に指定したいと考えております。

次のページをご覧ください。

指定にあたって行った現地の調査結果について、簡単にご説明いたします。指定予定範囲の、河川管理用通路の表層は傾斜部分はコンクリート舗装に滑り止め舗装がされており、平たんな部分については、砂利敷きとなっていました。

次のページをご覧ください。

指定範囲内にある五つの橋梁の親柱については、それぞれ色や意匠が違うデザインとなっており、薄い赤や緑、クリーム色など、様々な色が使用されていました。

次は、橋梁の高欄という部分についてです。いずれも透過性があり、河川が見通せるような圧迫感のないデザインとなっていました。

次のページをご覧ください。

駒寄川には、親水護岸が1ヶ所整備されており、公園と一体となった空間が整備されていました。

次のページをご覧ください。

その他の工作物については、河川の周りに設置されている転落防止柵は黒が大半でしたが、一部茶系の色が使用されている箇所もあり、他に、周辺にある街灯やベンチも茶色の色となっていました。

次のページをご覧ください。

対象区間の景観特性や現地調・関係課協議を踏まえ、「整備に関する事項」及び「占用許可基準」について案を作成しました。指定された暁には、資料(1)-2のように、景観計画に掲載されます。整備に関する事項については、全体方針を「安心安全な治水の確保を前提としつつ、自然が身近に感じられ、周辺の住宅地と一体となった河川の環境整備に努める」としました。これは駒寄川の景観特性や景観計画における方針との整合に配慮したものです。

次に、工作物における色彩については、調査した結果を踏まえ、ある程度の多様性を許容し彩度のみ制限を設けることとしました。彩度4を超える色彩を使用しないとしています。

河川内は、「電線の横断を避け、眺望を阻害しない」については、現在の河川の上空を横断しているものが少ないため、今後もこの状態を維持し続けられるように、この文言を設けました。

占用許可基準については、整備に関する事項と同様に、彩度4を超える色彩は使用しないとしました。

また、不全に指定されている景観重要公共施設と同様に、キャラクターなどの占用物は控えることを定めています。

次のページをご覧ください。

経過と今後のスケジュールについてです。令和4年度第3回景観まちづくり審議会にて諮問し答申を得ております。本審議会で答申いただけましたら、指定したいと考えております。

景観みどり課からは以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村会長

ご説明どうもありがとうございました。

ただいま、担当課からご説明ございましたが、ご質問ご意見がございましたら、どうぞお願いをいたします。

はい。どうぞ岡崎委員。

○岡崎委員

確認なんですけども、このエリアに関しては、民間が何かを設置するようなことっていうのはありえないですね。

○中村会長

はい。事務局いかがでしょうか。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えします。

原則はないという認識ですが、自治会さんがいろいろ注意啓発のために設置をしたいであるとか、全く可能性はないとは限らないものと認識しておりますので、その際は、管理当局と今回定めさせていただいた内容と整合をとらせていただいて、是々非々で対応させていただくというような認識でございます。

以上でございます。

○中村会長

はい、岡崎議員よろしゅうございますか。

はい。ありがとうございました。

それでは続いて、小峰委員、お願いいたします。

○小峰委員

はい。小峰です。

すいません資料11ページの景観要素のところちょっと教えていただきたいんですが、この景観のその範囲っていうのは、遊歩道までを範囲とする、要は、長さはこれ地図では何となくわかるんですけど幅は遊歩道までよということに理解してよろしいでしょうか。

○中村会長

はい。事務局お願いいたします。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

ご指摘の通り、河川管理用通路いわゆる河川法によります、河川区域のエリアまでが今回の指定の範囲という認識でございます。以上でございます。

○中村会長

はい。

小峰委員どうぞ。

○小峰委員

はい。

昨日、私ちょっと晴れてたんで、現場を見てきたんですけども、ちょうど遊歩

道で園児、保育園児だと思えますけど、そのなんか散歩コースになってたりとか、非常にすてきな雰囲気であったんですけども、その遊歩道の脇に遊具とかが少し置いてあったりしてましたけれども、あの辺遊具は対象外ということの理解でよろしいですかね。

○中村会長

はい、事務局どうぞ。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

あくまで、指定させていただく範囲におきましては、河川区域のエリアまでというような形で、おっしゃってらっしゃるところおそらくせせらぎ公園というような名称で公園になってる部分のことをおっしゃってらっしゃるんじゃないかなというところなんですけど、景観要素として見える形で、植栽であったりとかは、範囲ではないんですが、維持管理をしていただくことによって、歩行を楽しんでいただく際に景色の一部として楽しんでいただくという形で、今回遊具については特に管理当局といろいろな協議の中では特に話は上がらなかったんですけど、極力遊具も見た目と申しますか、あまり管理が不行きですと、景観上芳しくないっていう部分がありますので、仮にそういった部分我々の方で見かけるような部分があれば、管理当局の方と協議させていただいて、配慮していただくというような形はとっていかないとかなというような認識でございます。

以上でございます。

○中村会長

はい。ありがとうございました。

小峰委員よろしゅうございますか。

はい。

ちょっとすいません今の関連で、資料の5ページ目に写真が載っておりますけれども、今小峰委員がおっしゃったのは、この写真の左側のこの大きな写真の、何か黄色いあれが写ってるこのあたりのこういう管理用通路とか遊歩道の外側といいましょうか、町側の方にある、こんなイメージのところですかね。

○小峰委員

はい。

ちょうどこの遊歩道沿いにさっきのせせらぎ公園とかそれからあと小さい遊具が置いてあったりとかしてたので、この辺もこの範囲になるのかなっていうのが質問の趣旨でした。

はい。今委員長おっしゃる通りです。

○中村会長

事務局のご説明だと、いわゆる河川として管理してるのではなくて、別途管理者の方がおられてという形で、いろいろご調整等々はしていきたいという話だったんですけど、ちなみにこれ、市の別の部局という理解でよろしゅうございますか。

○石下景観みどり課主幹

はい。景観みどり課よりお答えいたします。

河川は下水道河川部、公園については建設部の所管になっておりまして、今回の指定に際しまして、関係当局というような認識で協議させていただいて、今回の内

容について問題ない旨、回答を得ているところでございます。

以上でございます。

○中村会長

はい。

どうもすいませんありがとうございました。それではすいません山口委員さんどうぞ、お願いいたします。

○山口委員

山口でございます。

こちらの駒寄川の周辺の景観に関して非常に私も綺麗だなというふうには個人的に思ってるんですけども、景観重要公共施設の指定というものについては、今回、このタイミングでなぜまず、指定をしようというふうな背景に至ったのかその辺りを改めて伺いたいと思います。

○中村会長

はい、事務局からご回答をお願いいたします。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

もともと景観計画の中で、指定候補というような形で計画上掲載されている場所が幾つかございまして、その中の一つとして駒寄川がございましたというのが1点と、あと説明で先ほどございました通り、昨年度博物館が整備されまして、その整備に合わせまして、景観みどり課の方でこの河川沿い、香川駅から博物館に至るまでのルートとして公共サインを設置させていただき、散策も楽しんでいただきつつ、博物館も楽しんでいただいと、相乗効果的なものを狙いつつというような形で、タイミング的には前回の都市計画審議会でも、浄見寺周辺及び博物館も含めての景観資源の御意見いただいたところなんですけど、その際に本来でしたら、同時に指定ができれば、望ましかったところではあるんですけど、関係当局との協議に多少時間を要しまして、駒寄川については幾ばくかずれてしましまして、今回の指定をご提起させていただいてるところが正直なところでございます。

以上でございます。

○中村会長

はい、山口委員どうぞ。

○山口委員

この指定というものについてちょっと改めて伺いたいんですが、住民の方からすると、いや、ここも指定して欲しいとかっていう多分いろんな意見も出てくるんじゃないかと思うんですがその指定にあたっての、基準とか、そういったところは何か明文化されてるものっていうのは、ありますでしょうか。

○中村会長

事務局お願いいたします。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

この度の景観資源におきましては、もともと景観法という法律に、細かに定義がございまして、住民の方からのご提案であったりとか、そういったところについても記載されてる事項がございまして、茅ヶ崎市の方で定めさせていただいてる景観

計画の中にも指定に向けてのある程度方針を記載させていただいておまして、その方針に則って指定に対する、内容を確認であったりとか、検討であったりっていうところを進めさせていただいてまして、一つ一つステップバイステップで各候補地をですね、指定を進めているというような形で、今日まで来ているというような認識です。

また、景観計画の第3章に、指定方針を定めさせていただいておりますので、もしよろしければご確認いただいて、ご意見いただければという認識でございます。

以上でございます。

○山口委員

失礼いたしました。確認いたします。

ありがとうございます。

○中村会長

はいありがとうございます。

では続いて、辰川委員お願いいたします。

○辰川委員

はい辰川です。

今のちょっと補足なんですけれども、補足の質問なんですけれども景観資源に対する、いくつかまだ候補あるということの優先度と、今回、この案件が上がってきたというところの決定っていうのは、どのようなあれで決まるんでしょうか。

○中村会長

はい事務局お願いいたします。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

この景観資源におきましては、景観計画の中にまたこれも記載がございまして、ある程度景観資源の指定候補地の指定スケジュールが計画の中に記載入れておまして、原則この計画に則って指定を進めてきているところではあるんですが、いろいろ施設の整備状況の進捗が前提で、スケジュールを掲載しているところではあるんですけれど、どうしても社会情勢等ですね、整備進捗が、なかなか芳しくないようなところもあったりしまして、実際の指定におきましては、実際の整備の進捗状況等に合わせて、この時期が望ましかろうというようなところで内部で検討を重ねた上で、都度都度指定を進めてきているというようなところでございます。

以上でございます。

○辰川委員

ちなみにスケジュールってどのあたり載っておるんですか。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えします。

お待たせしました。

7ハイフンの7というようなところにまず北部地域から、スケジュール感を記載させていただいておましてエリアごとに、景観資源の指定という欄がございまして大体の時期と、候補地の名称を記載させていただいている形でございます。

以上でございます。

○辰川委員

ありがとうございました。

○中村会長

はい。他、いかがでございましょうか。

はい。長谷川委員お願いいたします。

○長谷川委員

はい。今回は河川ベルトに指定をして、その中の景観重要公共施設に指定をすることによってよろしいんですね。まずその確認です。

○中村会長

はい。事務局お願いいたします。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

河川ベルト、というような部分についてはまず計画の策定段階で茅ヶ崎全体の概略の位置付けとして、駒寄川以外にも、小出川や、相模川など、その大まかな景観の要素となりうるものの一つとして河川ベルト、駒寄川の位置を計画上掲載させていただいております。関連はもちろんあるのですが、位置付けとしては別で、あくまで景観の河川ベルトという位置づけが景観計画上あるような状態です。

以上でございます。

○中村会長

はい長谷川委員さんどうぞ。

○長谷川委員

すいません。あと、資料の3ページの方に、ベルトに指定っていうことだったので指定かちょっと勘違いしてしまったんですけど、そうではなくて、諮問のところの景観重要公共施設に指定ということって考えればいい。

それについて、11ページにある整備に関する事項というような素案が出てくるということなんですが、この部分について、その景観計画のゾーンの方針の方を見ていくと、北部のゾーンとそれから中部のゾーンがちょうど交差するような場所にあり、なおかつ資料4ページの図で、①の写真の西側のあたりの北陵高校の南側のあたりというのは、下寺尾官衙遺跡群があるところになりますよね。

さらにこの遊水地の南側の部分は、遺跡の中の港があったところというような、要は北部橋梁地域の景観ゾーンの方で、この遺跡を重要視していくというような方針があり、それがちょっと混在している場所になるかと思うんですが、公共施設の作りという面では、それほど影響はないかと思うんですが混在した地域にあるその特性を、盛り込むというような、審議というかこれまでの検討などはあったのか伺います。

○中村会長

はい、事務局お願いいたします。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

ご指摘のような部分については、我々どもも認識してきたところではあるんですが、今回の指定に際しては特段の議論はございませんでした。

以上でございます。

○中村会長

はい。長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員

はい。そうしますと11ページに表されている素案においても、特にこの遺跡に関するようなものに対して影響はなく、これを素案でもって、ある程度、それもこう加味した形で、景観計画の方針が、北部中部ともに進められるというふうに考えているということによろしいでしょうか。

○中村会長

はい。事務局いかがでしょうか。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

ご指摘のような形で我々どもも認識している中で、今後遺跡の計画の進捗とも関連性があるかと思えます。指定の部分については計画に記載させていただいて、全庁的にも情報提供し、他の計画の整備に際して景観計画との関連もよくよく考慮していただきつつ、景観計画の内容で、仮に変更が必要な部分がありますれば、変更というような手続きも、今回のような形で追加する変更もあれば、逆に問題があるからなくすというような変更も、あり得るものですから、今後とも是々非々で必要な事項については対処して参りたいというような認識でございます。

以上でございます。

○中村会長

ありがとうございました。他にはい。

岡崎委員どうぞ。

○岡崎委員

すいませんもう1点確認なんですけど、駒寄川も、実は今まで大分氾濫等があった、ということでこれ、親水護岸等があるので、大体整備が終わってるので、景観のという部分もあるという解釈でいいんですか。

○中村会長

はい、事務局お願いいたします。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

河川の管理については、所管外をご承知おきいただいといるところでお願いしたいんですが、現状の自然が含まれているような護岸は、実は暫定整備の状態でございます。今の状態が最終形ではございません。今回、ご意見いただくのにちょっと時期が遅れたというのも、我々としては、できたら今の草花がたくさんあるような状態で、今後も維持管理できたらというような思いでおったんですが、あくまで河川管理当局においては、現況暫定整備で、これが最終形ではないというようなことだそうございまして、あくまで河川というのは、一番の目的は洪水等が発生しないような形の安全安心というのが第一義の目的の構造物、公共物になりますので、掲載しました中にも安全安心を大前提に記載した上で、将来の改修の際には景観にも配慮していただきつつ安全な護岸の再整備を念頭に、技術革新も日進月歩でございますので、どうなるかわからない部分はあるんですが、将来の整備に憂いのないような形の指定の文言の書き方をこのような形で妥協案を見いだしまして、河

川管理当局にも問題ないというような意見をいただいた上で、今回提案させていただいております。

以上でございます。

○中村会長

はい。ありがとうございます。

他に質問ございますでしょうか。

はい。山口委員さんどうぞ。

○山口委員

はい。今回、この指定にあたって、調査をしていただいたと思うんですけども、この調査を踏まえると、特段何か整備をすとか工事をするというものは、特段その発生は、しないというような認識をとらえたんですけども、そのような認識で合っておりますでしょうか。

○中村会長

はい。事務局お願いいたします。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

先ほどご説明させていただきました通り、現況が暫定整備でございますので、将来工事の計画はいつか発生するんだろうなというところです。維持管理は毎年、河川管理当局がしているところではあるんですが、近々の大規模な工事というような位置付けのものは今のところないというような形で聞いております。

以上でございます。

○山口委員

そうすると今この指定にあたっては特段何かこう、逆にこうリスクになるようなことってのは想定はないという認識大丈夫でしょうか。

○中村会長

はい。事務局どうぞ。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

河川管理当局とこういったところに問題がないかどうかというのをまさに協議、昨年度実施させていただいた上で今日に至っておりますので、問題はないという認識でおります。

以上でございます。

○山口委員

はい。承知しました。

○中村会長

はい。ありがとうございます。

他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

はい。小峰委員さんどうぞ。

○小峰委員

感想と意見なんですけれども、先ほども言いました、昨日ちょっと散歩してきました、その園児が遊んでたりですね、ヤシの木もあったりとか、それからちょうど

今紫陽花とかも咲いて、それから鷺、鳥の鷺がいたりしたので、すごくいいなと散歩するにもいいな、というふうに思って歩いてたんですけども、あくまで意見なんですけども、実は私、20年ぐらい前に北九州市、福岡県北九州市に住んでまして、そこのそばに志井川っていう、志に井戸の井って書いて志井川という川が流れてましてですね、そこがこう半分、人工的な川みたいな感じで、そのそばに10年ぐらい住んでたんですけども、引っ越したときは、本当にただの川なんです。

で、川幅も1メートルあるかないかぐらいのところだったんですけども、10年ぐらい経って、ホテルが飛び出しまして、北九州市にどうもホテル課だったかホテル係だったかがあってホテルをこういろんな川で、育てようなことをやってたんですけども、そんなんで私が引っ越しする時にはもうホテルが川一面にこう飛ぶような感じになってました。

で、そのホテルとその景観のほうとですね、何か馴染みがあるのかどうかよくわかりませんが住民の方々のご意見なんかもあろうと思いますけれども、なんかこう歩いててですね、その20年前ぐらいに歩いたこの志井川のほつりを思い出したもんですから、ちょっとご意見っていうか、ご報告させていただきたいなと思ひまして、以上でございます。

○中村会長

はい、どうもありがとうございます。

事務局何かコメントございますか。

○石下景観みどり課主幹

景観みどり課よりお答えいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。

よく市民の方からホテルを根付かせるために人工的に飼育したものを放して、生息地化させるようなご意見をいただくことがあるのですが、我々景観みどり課の認識としては、元々自然に暮らしているホテルが自然に増えていくことは望ましい形であるのですが、人為的に増えることは、いろいろ他の植生物の自然環境保全の観点もあるので、我々としては、自然環境的に芳しくないような形に進んでしまうのはよくないというお話もしているところでございます。

景観という観点だけで申しますと、ご意見のような形で、より楽しんでいただけるような部分もございまして、良い形なんではないかなっていう部分もあるんですが、自然環境との兼ね合いもございまして、いろいろな法であったり、もともとの概念であったりをよくよく検討を進めた上で、是々非々で取り組める部分については、受けとめさせていただいて、ちょっと難しい部分は、仮にご意見として望ましい部分もあったとしても、ちょっとご遠慮いただくというような形もとらせていただかざるをえないという認識でございます。

以上でございます。

○中村会長

ありがとうございます

○中村会長

はい。小峰委員どうぞ。

○小峰委員

はい。よくわかります。

ただ歩いててですね、実は護岸を拝見したんですけども、そのコンクリートだ

けでこう固めてるのではなくて、石をこう置いてですね、それを針金でカバーするような形で、非常に自然に近いような護岸の作りをしてらしたんですね。

それ実はその志井川というところもそういうような作りで、初めの頃やってたもんですから、そこでこうあっとこう繋がったもんで、ご意見をさせていただきました。

はい、以上です。

○中村会長

はい。どうもありがとうございます。

他にご意見ご質問等ございますか。よろしゅうございましょうか。

はい。それではご質問等出尽くしたようでございますので、ここでお諮りをしたいと存じます。

諮問、R5-1号「茅ヶ崎市景観計画の変更について」、当審議会といたしまして、案の通り承認するものとして市長に答申をすることにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

はい。どうもありがとうございます。

全会一致ということで、ご賛同をいただきましたので、その旨本日付で市長に答申をさせていただきます。

それでは続きまして議題の（2）番、「ちがさき都市マスタープランの中間評価について」報告ということについて担当課から説明をお願いいたします。

○井上都市政策課長補佐

ちがさき都市マスタープランの中間評価についてのご報告ということで、都市政策課の井上から説明させていただきます。

まず、本日報告させていただく内容ですが、目次に示したように、ちがさき都市マスタープランについての概要をご説明させていただき、今回の中間評価報告書の概要、中間評価の期間、評価方法についてご報告させていただき、最後に、今後のスケジュールを説明させていただきます。

中間評価は、今年度末までで行うものになりますので、まずは、評価方法までを、この審議会で報告させていただき、ご意見を伺いたいと考えております。

それでは、まずは、ちがさき都市マスタープランの概要について説明させていただきます。ちがさき都市マスタープランは、本市の最上位計画である総合計画の下位に位置しておりまして、都市づくりの最上位計画となります。

本計画の下位には、景観計画やみどりの基本計画、その他、道路整備プログラム下水道整備計画など、具体的な個別計画があり、ちがさき都市マスタープランに記載されたまちづくりの方針に基づいて、個別計画が作られています。

本市の最上位計画であります総合計画について説明します。

令和3年度を始期としまして令和12年度までの計画となっています。

この中には政策目標が7つありまして、主に5、6、7の政策目標が、ちがさき都市マスタープランとの関連が深いものとなっています。

続きまして、ちがさき都市マスタープランについてです。

現行のちがさき都市マスタープランは、令和元年度に改定しまして、20年後の本市のあるべき姿をとらえつつ、概ね10年間の都市づくりの方向性を示したものとなっています。

将来都市像としまして、多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち、みんなで育むやすらぎとにぎわいのある快適環境都市としています。

次に、中間評価報告書についてです。

こちらのスケジュール表に示したように令和元年度を始期といたしまして、およそ10年間の計画ということですので、令和10年度末までの計画です。その中で令和5年度末が、中間評価のタイミングになっていまして、来年度の令和6年の6月に評価の公表する予定になっています。

次に評価期間です。まちの変化を見る上で、5年間というのは、非常に短いということです。また、評価のもとになる各種調査のタイミングなども考慮する必要があります。都市計画法に基づき、5年毎に行われる都市計画基礎調査や、総合計画の進捗管理に用いられる市民意識調査、各種調査のタイミングを見ながらということになります。

そういったことから、平成24年度からの12年間について、傾向を把握する期間とさせていただき、その中で、中間評価期間の5年間がどうであったのかという評価していきたいと考えています。

続きまして評価方法についてです。

評価の方法につきましては、大きく二つ、事業進捗の把握と市民意識の把握を行います。

まず、事業進捗の把握では、分野別に都市の動向を把握する指標を設定しまして、定量的に事業進捗を確認します。

もう一つの市民意識の把握では、総合計画の進捗管理に用いられている市民意識調査を活用しながら、事業の進捗に合わせて市民の意識がどう変わっていったのかを定性的に評価したいと考えています。

まず事業進捗の把握について詳細をご説明します。

ちがさき都市マスタープランの将来都市像の下には、基本理念、都市づくりの目標が示されており、さらに6つの分野別の取り組み方針が示されています。この6つの取り組み方針ごとに、都市の動向を把握する指標を設定します。

指標の中には、中間評価時点で傾向把握できないものもありますので、その指標については、期末評価で評価を行いたいと思っています。

まず、土地利用の方針については指標を2つ設定しています。

土地利用の方針①地域に根差した文化を生かした都市づくりに関連する評価指標として、地区計画の地区数を評価します。

次に方針②足を運びたくなる拠点の形成に関連する評価指標として、拠点への都市機能の集積状況の評価します。

次に交通体系整備について、こちら3つの指標を設定しています。

交通体系整備の方針①安全で快適な道路交通の基盤づくりに関連する評価指標として都市計画道路の整備率を評価します。

次に、方針②過度に自動車に依存しない交通体系の形成に関連する評価指標として、年間公共交通利用回数を評価指標とします。

次に、方針③暮らしの楽しむ移動環境の形成に関連する評価指標として、自転車走行環境の整備率を評価します。

次に、自然緑地整備について、3つの指標を設定しています。

自然緑地整備の方針①人々が身近にふれあうみどりの充実に関連する評価指標として、都市計画区域における公園の整備率を評価指標とします。

次に、方針②、③生きものが生息・生育するみどりの確保、みどりと人が出会う協働の仕組みづくりと関連する評価指標として、自然的土地利用の割合と、自然環

境評価調査における指標種の確認数を評価します。

次に、都市景観形成について2つの指標を設定しています。

先ほどもご審議いただきました景観資源の指定件数を評価指標とします。

次に、方針②、③屋外の生活を楽しめる空間の創出、茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出に関連する評価指標として、景観まちづくりアドバイザーの派遣回数を評価します。

次に、住環境整備について、方針①快適な住環境の形成に関する評価指標を4つ設定していきまして、空き家率、狭隘道路率、公共下水道汚水整備率、公園徒歩圏人口カバー率を評価します。

方針②安心して住み続けられる住環境の形成に関する評価指標を2つ設定していきまして、住宅の耐震化率、特定事業計画におけるバリアフリー化の完了件数を評価します。

最後に都市防災です。

方針①災害時の被害の軽減と都市機能の維持を実現する基盤づくりに関連する評価指標を5つ設定しています。

都市計画道路の整備、狭隘道路率こちらは再掲になります。

あとは、不特定多数の方が使う公共施設の耐震化率、公共下水道雨水の整備率、千ノ川の整備率を評価します。

方針②、被災後の復興に向けた取り組みの推進に関連する評価指標として、緊急重点区域における地籍調査の進捗率を評価します。

方針③の自助共助における取り組みの促進については、市民意識の把握で評価したいと考えています。

次に市民意識の把握についてです。

先ほど説明したように、総合計画の進捗管理で使われております市民意識調査で、市民の皆様が感じられている満足度や重要度を見ていきたいと考えています。

こちら、6つの分野別に関連の深い項目を挙げています。

市民満足度調査と市民意識調査で、多少項目は変わっていますが、似通った項目がございますので、そちらを見ながら市民の意識がどう変わっていったのかを見ていきたいと考えています。

最後に、スケジュールです。

今回、第1回の都市計画審議会で、中間評価方法について確認させていただき、方法を決め、中間評価を行い、第2回が11月中旬に予定されていますので、中間評価結果の素案を、皆様にご報告させていただきます。

そこで大きく対応が必要ということがありましたら、仮に設定してありますが、第3回で、再度、ご報告させていただきます。

今年度末には、パブリックコメントを実施し、来年度の6月に公表と考えています。

来年度については、都市計画審議会の予定が決まっていないので記載はしていませんが、パブリックコメントの結果については、何らかの方法で審議会委員の皆さまに報告したいと思っております。

本報告については以上になります。

○中村会長

ご説明ありがとうございました。

報告事項ということではございますけれども、委員の皆様から何かございました

ら、ご発言をお願いいたします。

はい。それでは辰川委員どうぞ。

○辰川委員

辰川です。評価方法の市民意識調査の件なんですけれども、私も住民の代表として、この辺のことはよく、自分から探しにいかないと当然ながらわからないことなんですけれども、この対象人数3000名っていうところの、多い少ないっていうのは、何かちょっとまだ少ないような気がするっていうところと、この年齢とか性別、居住地の、このばらつきとか何かその辺がどうなのかなっていうこと。

この無作為抽出っていうのは、どういう方法でやられてるのかっていうのちょっと確認したいです。

○中村会長

はい。事務局お願いいたします。

○井上都市政策課長補佐

事務局からお答えさせていただきます。

この満足度調査、意識調査につきましては、総合計画の進行管理に用いる目的で行われているものを、利用させていただいて、市民意識を把握するということです。こちらに示しているように、3000名無作為抽出で、報告書を見ますと年齢別でどのぐらいの方が回答されているか分析もしながら、評価結果を示しています。

以上でございます。

○中村会長

はい、ありがとうございました。

その他がございませうでしょうか。

はい。それでは山本委員、小峰委員の順でお願いいたします。

まず山本委員お願いいたします。

○山本委員

都市マスってのはもともと安心安全というのが、そういくキーワードで書いてあって、交通体系の整備と評価を見ると、車中心しか書いてないですね、歩きやすさとか、例えば雄三通りみたいな危険な道路がありますよね。

だから安心して歩けるっていうことに対する評価が、多分これではどこにも出てこないんじゃないかなと思ってそれについてお聞きしたいと思います。

○中村会長

はいありがとうございます。

事務局お願いいたします。

○井上都市政策課長補佐

事務局からお答えさせていただきます。

10ページの方見ていただいて、方針①で安全で快適な道路交通の基盤づくりを挙げています。

その中で、この指標がすべてを表すわけではないのですが、町の中を大きく見る上で、都市計画道路の整備率を指標として考えたいと思っています。

あともう一つ、歩行というのは、暮らしを楽しむ移動環境の形成にも深く関わるところでございます。

その中で評価指標につきましては、茅ヶ崎市の特徴でもございます自転車を利用されてる方が非常に多いということで、自転車走行空間の整備率を評価指標としてございます。

以上でございます。

○中村会長

はい。よろしゅうございますか。

それでは続いて小峰委員で、そのあと岡崎委員でお願いします。岡崎委員は関連ですか。

では、先に岡崎委員どうぞ。

○岡崎委員

すいません、自転車走行環境整備ということであるんですけども、環境はね改善されてるけど、マナーが悪いということで、非常に市民のクレームが多い部分があって、そういうものも評価指標に入れていかないと、整備するだけすればいいということだけではないと思うんですよ。

その辺、先ほど山本委員言われるように、当然それに合わせて歩行空間というものもあるし、歩行空間の中に自転車の問題も入っていきますから、そこら辺もどういうふうに考えていくのかっていうのはちょっとお伺いしたいんですけども。

○中村会長

はい。事務局、お願いいたします。

○井上都市政策課長補佐

都市マスタープランというのが、主にまちづくり分野に関する計画になってございまして、交通安全の部分につきましては、都市マスタープランと並列にもなります交通安全計画の方で、進められているということでございます。

ただ、都市政策課に関しましては自転車プランを所管していますので、交通安全についても啓発しており、それに対して交通安全教室とか、具体的な施策につきましては、安全対策課で行っています。

本計画につきましては、あくまでまちづくり分野ということで、自転車走行空間の整備率を評価指標としたいと考えています。

以上でございます。

○中村会長

はい、岡崎委員さんどうぞ。

○岡崎委員

どうしてもね、そこら辺が役所の中の縦割りになってしまって、市民にとって非常にわかりにくい部分だと思うんです。それはやっぱり、確かにそう、隣の課でやってるといようなことであればそれでいいということになってしまいうんですけど、非常にこれがね、やっぱり役所の内部の問題なんですけど、評価指標も全部そこで割り切っちゃうっていうことでいくと、本当に市民にとって、その安全安心なものって何なのかっていうような部分と、その上にある公共交通に関してもそうなんですけど、整備ということでは、このコロナ禍で非常にバスの利用が落ちてるとい部分で、逆に高齢化してる中で、免許を返上してる方が多くなってる部分、そういう部分を加味しながら、どういうふうに総合的に考えていくかということをやらなければ、都市問題を解決していくことにはならないと思うんですよ。

そこら辺をどういうふうに考えていくかっていうことを、きちっとその辺を横連携を取りながらやっていかなければ、なかなかですね、作ったところで、こんな評価いいけど、なんでっていう話になってしまう部分が出てくると思うので、その辺をどういうふうに注意しながら、やっぱり公表するときにも、どういうふうにしていくかっていうことを考えなきゃいけないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中村会長

はい。ありがとうございます。

事務局コメントございましたらお願いいたします。

○井上都市政策課長補佐

ありがとうございます。

当然、交通安全についても考えていけないというのは、わかっているわけで、その中で都市づくりの分野で何ができるのかということだと思います。

自転車走行環境を整備することによって、歩行者と自転車が分離されて安全性が増す、都市マスタープランの評価ですので、まちづくりの分野で交通安全に対してどのようなアプローチができるのかを考えたときに、このような評価指標を設定させていただいてるところです。

以上でございます。

○中村会長

はい。山本委員どうぞ。

○山本委員

すいません、その交通安全っていうキーワードで言っちゃうとそうなっちゃうんですよね。

そうじゃなくて、これ。ここにも書いてありますよね、楽しく快適に移動できる。だから、歩いてね、歩きやすさ、歩いて楽しめるまちづくりっていうのはまさにそう。まさにこの所管なんだと思うんです。それを交通安全ってキーワードでスパッと横にやっちゃうから、今こういうふうになってしまうと私は思うんですけど、どうでしょう。

○中村会長

はい。事務局お願いいたします。

○深瀬都市政策課長

はい。お答えいたします。

今回この歩行を楽しむというところでは、自転車走行環境を整備することで歩車分離が進むことで、歩行者が安全に歩けることを考えております。

茅ヶ崎市の道路環境を考えますと、なかなか広い道路がないので、歩道をつくることができません。

その中で、都市政策課で行っている事業を紹介させてもらおうと、安全面を考えて、細街路にセンサーライトを設置し、自転車が通ると、点灯するような実験を行っております。これに関しては、安全対策課と協力して、そういったこともやっております。今回の中間評価では、まちづくりの物理的な状況の中で、何ができるかというのはしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○中村会長

はい。ありがとうございます。

はい。岡崎委員どうぞ。

○岡崎委員

ちょっと厳しい話をしちゃうんですけど歩行空間でいうと、歩道の問題は非常に今、歩車分離ということで、ありがたい話なんです。

ただ歩行空間ということでいうと、非常にですね、非常に評価をしてもらうのに、厳しい部分があって、段差が非常にあるとか、そういう歩行空間と言いながら、車椅子でもこんなに斜めになっちゃうのとか、そういう部分があって、そういう部分は、なかなか入れちゃうとどうにもならなくなるんですけど、やっぱりそういう部分もなんかうまくやっぱりこの計画を、当然その中間評価っていうことも必要なんですけど、この委員会としてはどっちかっていうと、前向きにどういうふうに変えていくかっていうことも、当然総合計画にも、また見直しをかけていかなきゃいけない部分もいろいろあるんだと思うんです。

道路整備に関しても、整備率ということではありますが、どんどんどん環境が変わっていく中で、どのように、その10年20年のスパンでやってきているものと、数年で、変わってってしまうものがあるという部分の中でいうと、非常にその整備率だけで、その評価するっていうのは難しい部分、これ簡単に、40年前の都市計画がまだ実行できてないっていうのが茅ヶ崎市ですから、非常に難しい部分もあると思うんですけど、何かその辺の整備率というよりはもうちょっと、うまい評価ができないのかなっていう気はするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○中村会長

はい。事務局お願いいたします。

○井上都市政策課長補佐

その通りだと思います。

ただこの評価の中では、街の移り変わりという、大きくその町に影響を与えるものということで、都市計画道路の整備率を上げさせていただいております。

平成24年度に、東海岸寒川線の鶴が台団地の南側が整備されました。現状そこには、いろんな商店であったり銀行ができた、街が大きく変わっているということがあります。

都市マスタープランは、20年後の姿をとらえつつ10年計画ということで、まちづくりには、非常に長い時間がかかるということです。茅ヶ崎市の都市環境が大きく変わるような指標として、都市計画道路の整備率を上げさせていただいております。

現状、都市計画道路がなかなか整備できてないというのは、その通りで、なるべく評価をよく見せようというわけではなく、整備が進んでいないということも評価の一つだと思っています。

これについて市民の満足度や重要度がどうなのか、こういったものを明らかにすることによって、さらに強化していただくか方向性をこの中間評価では出していきたい。

それによって、具体的な個別計画で、しっかりと結果を受け止めて計画に位置付けていく。

さらに、実施計画にも事業を位置づけていく、進んでないことに対して市民がど

う思っているんだということを、明らかにしたいと考えています。

以上でございます。

○中村会長

はい、よろしいですか。

各委員さんは別に指標がおかしいということではなくて、指標は指標ですべてを表現するのは無理なので、ピックアップしてやることは致し方ないというご理解されてると思います。一方で、この指標だけ見て、終わりということではなくて、それに関連して、或いは指標で扱われない部分の、付随したまちづくりという広い意味の中で、市民の中でもっとこうの方がいいよね、こういう問題があるよねという部分を、できる限りとらえて評価をして欲しいという、そういったご意見だと思います。ぜひその気持ちを汲み取っていただいて、これから実施する際に、指標を評価しましたで終わりということではなくて、それに関連することも評価する。そもそも都市マスタープランの中間評価ということで、この冊子の158ページに中間評価の考え方がありますが、いわゆるPDCAと呼ばれる、プラン・ドゥ・チェック・アクションのチェックの部分になるわけですが、最終的にはそのあと、アクションというところで、問題点を関係部局と共有する、或いは、場合によってはこの計画の見直しをしなければいけないことについては、直していく、ここに繋がっていく話でありますから、各委員、山本委員、岡崎委員おっしゃったようなことを、少し視野を広げてチェックをいただけるという趣旨だと思いますので、よろしくお願いをできればと思います。

岡崎委員よろしいですか。

どうぞ。

○岡崎委員

それと、交通体系のところで言うのがいいかわかんないんですけど道路の整備率というふうに入ってる部分があるんですが、これがここ数年ですね、県道の照明が商店街が持ってたものが消えたりとかいうことで結構暗くなったりとか、そういう問題も出てきてる。そうすると安全安心の問題でも、何らかの見直しをかけてかなきゃいけないという部分もあるので、そこを評価にできるかどうかという問題はあるんですけど、やっぱり安全安心のまちという部分も、いうところと言うと、どこかにそういう指標的なもの、市民の目として見て、これってどうなのって思うような部分がどっかに評価指標として入るべきなのかなというふうには思うんですけど、いかがかなと思います。

○中村会長

はい、事務局。

○井上都市政策課長補佐

確かに事業進捗の把握につきましては、先ほど会長からも、お話いただきましたけども、すべてを加味したような指標というのは設定できないということがありまして、お示しした指標を設定させていただいていますが、市民意識の把握につきましては、定性的な評価をしていきますので、市民の皆様の意向を見ながら、指標の評価だけでなく、どんなことをまちづくりとして進めていくべきなのかを、中間評価結果としてはまとめていきたいと考えています。

以上でございます

○中村会長

はい。ありがとうございます。

先に小峰委員が手を挙げておられたんですが、よろしいですか。

先に確認でよろしいですか。

では、辰川委員どうぞ。

○辰川委員

はい。すいません辰川です。

今のことにちょっと付随してなんですけれども、当然されてると思うんですけど、今回一番最初の都市マスタープランというのが2008年に作られたってところの、ところの途中、若干の見直しはあるんでしょうけれども、結構古いところから始まっているところの、今評価っていう感じになってるっていうところに、何か余りに囚われていてやっぱり、もう、何年ですか15年とか、もう時間も経っていて状況もいろんなところは変わっていったというところで、市民からすると、例えば防災、地震の時、津波のこと云々ってどうなってるんだろうなど、地震の時そういう時にどうなってるんだろうと、不安がある中で何かすごく対策が行われてるってのは目に見えたりはしないんで、そういったところを、やはり随時、いろんな災害とかあった事例とか云々見ながらですね、もう改訂は結構頻度高く行った方がいいのかなと今の結構激動する社会情勢が変わってるっていうところで、ちょっとそこが何か市民が安心できてないっていうかですね、すごく大きな意味なんですけど、その辺も市民の声を聞き入れながら、こういったところの評価はその指標のことでなくて、いろいろ取り入れて、都市計画のやっぱり方が作られてるっていうことになっているので、市民が作ってるわけじゃないので、その辺の意見を取り入れていただければなと思いました。意見ですこれは。

○中村会長

はい、ありがとうございました。

事務局、何かコメントございましたらお願いします。

○井上都市政策課長補佐

近年、自然災害が激甚化しているということがございます。

今年度入りまして、大きな地震も頻発しているということで、市民の皆様の防災に関する意識は非常に高まっていると、肌で感じています。都市マスタープランの中には、都市防災の分野で、防災に関することをしっかりと記載してございます。

そちらを評価しつつ、市民の意識がどう変わっているのか、さらに強化していくべきじゃないかとか、そういったことをこの中間評価の方でまとめていきたい。

ただ、現行の都市マスタープランは、改定にあたりまして、市民の皆様のご意見を伺いながら、作ってきたものです。

この5年間でそれを変えてしまうのかっていうと、そこまでは考えていません。都市マスタープランは長い期間を見ているものですので、今回の中間評価は現行の都市マスタープランに沿って、どのようなまちの動きがあったのかをとらえつつ、新型コロナや自然災害の激甚化、脱炭素のことなど、社会情勢が変化している中で、次の改定に向けてどういったものを強化していくのかといった方向性を示していくものと考えています。

以上でございます。

○中村会長

はい。よろしくをお願いします。

はい。それでは、はい小峰委員どうぞ。

○小峰委員

はい。小峰です。

先ほど各委員の方々とはほぼ同じ趣旨になるのかと思うんですけども、7ページ目にですね、進捗を把握ということで（1）事業進捗（2）市民意識というのが書いてあって、どっちかっていうと、（1）の方はハード的な評価、（2）の方はソフト的な評価なのかなというふうにとらえてるんですけども、この市民意識調査というのは、これからスタートすることになるんですか。もう終わっているものですか。そこをちょっと教えていただきたい。

○中村会長

はい。事務局お願いいたします。

○井上都市政策課長補佐

はい。ありがとうございます。

6ページを見ていただきまして、市民満足度調査や意識調査が総合計画の進捗管理として調査を行っています。

直近ですと、令和3年度に実施しています。

それを活用しながら、これまでやられてきた調査の結果を利用しながら市民意識を把握していきたいと考えています。

以上でございます。

○中村会長

はい、小峰委員どうぞ。

○小峰委員

ということは、2年前の市民の意識を、今回の中間評価に使うという理解ですかね。そんなタイミングでいいのかなっていうのがちょっと。素朴な疑問なんですけれども。

○中村会長

はい。事務局どうぞ。

○井上都市政策課長補佐

ありがとうございます。

それを踏まえて、過去からの傾向を把握する期間を設けていまして、この長い期間で市民意識がどう変わっていったのか、傾向を把握していきたいと考えています。

中間評価期間においても令和元年度、令和3年度に実施していますので、それを踏まえながら、大きな流れとして、どのように意識が変わっていったのかということの評価したいと考えています。

以上でございます。

○中村会長

はい小峰委員どうぞ。

○小峰委員

はい。

意見なんですけれども、前回の都市マスタープランのこの改定の時も私申し上げたんですが、やっぱり、皆さん方の評価ってどうしてもハードに偏りがちで、ソフ

ト面の評価ってすごく弱いというか苦手というかですね、そんな印象を受けるんですね。

ですから、その意見としてやっぱりそのハードがあって、ソフト面でどう変わってきたかみたいなそういう繋がりをですねうまく評価していただきたいというのが意見なんですね。

で、その逆に市民ってその1個1個の評価というよりも、全体見て、良くなったとか、ここはちょっとこれはまずいんじゃないみたいなこう、こういう意識、もあると思うので、そのハード1個1個の評価ではなくて、全体としてどうだみたいな話それが、こっちのハード側とうまくその市民側の調査が、意識調査側とですね、上手くこう連携をとっていかいただくのがすごくいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○中村会長

はい、事務局どうぞ。

○井上都市政策課長補佐

はい。ありがとうございます。

まさにそこを評価したいということで市民意識の把握を入れているところです。例えば事業進捗が見られるのに、満足度が下がっているとか、そういったことがありましたら施策を改善していく必要があるとか、事業進捗あまり見られないのに満足度が上がっているようなことがあれば、この取り組みを、今まで通り続けていいんだろうとか、そういった評価もあり得ると思っております。

そういった意味でも市民の皆様の意識を把握させていただき、その間の事業がどのくらい進んだのか、強化するとか、維持するとか、改善するといった評価ができると考えています。

以上でございます。

○中村会長

はい。山本委員どうぞ。

○山本委員

やっぱ評価っていうのは、聞き方によって全然答えが変わってくると思うんですよ。だから中間評価ということで、市民意識の把握をしてもらわないと、全然、この合わせてこちらのね、施策の方の評価と、合わせた評価ができないと思います。私は、以上です。

○中村会長

はい。事務局いかがですか。

○深瀬都市政策課長

はい。お答えいたします。

その中間評価のためのアンケート調査というお話ですが、これまでどのように市民の意識が変わってきたかという流れをしっかりと読まないといけないと考えています。

これまで茅ヶ崎市が積み上げている意識調査を用いるのが適していると考えており、調査を続けてきている理由とも考えています。

今回はこの茅ヶ崎市が続けてきた意識調査をさかのぼった上で、市民意識の傾向

がどうなってるのかを評価できればと考えております。

以上です。

○中村会長

ちなみに総合計画で満足度調査、意識調査は、2年おきに実施してこられていますが、令和3年度に実施されて、5年度は実施する予定はないんですか。

間に合わないと思うのですが、もし実施されるのであれば、スケジュールずらしでも、評価を入れることもあるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○井上都市政策課長補佐

今年度につきましてはその市民意識調査を行う予定はありません。直近が令和3年度になっていて、中間評価期間の真ん中ということで、なかなか傾向を把握しづらいところではありますが、深瀬課長から申しましたように、積み重ねてきた傾向がどうなのかという大きな流れを見たいと考えており、この年に調査がされていないからということではないと思ってます。評価してみないとわかりませんが、そういった大きな流れの中で、市民意識の傾向を見ていきたいと考えています。

以上でございます。

○中村会長

はい、ありがとうございました。

どうぞ。はい。岡崎委員

○岡崎委員

すいません今の話でいくと、それはそれで必要なことだと思うんです。

ただ、先ほど会長が言われたように、プラン・ドゥ・チェック・アクションということで考えると、次のアクションのために必要な質問を評価項目に上げていかないと、何も変えられないっていうような状態になってしまうのかなと。

今やってるものの評価だけっていうことになってしまうのと、あと令和3年に関しては確かにコロナというか、特殊な年ですので、その中で、町をどういうふうと考えられたかっていうことで考えると、非常に今までと流れが変わってる部分があるんじゃないかなっていうのがあります。

令和3年ごろから茅ヶ崎は外からの流入者が増えております。そういう部分も加味していくと、市民の意向が大分変わってきてる。

見方も変わってきてこれが、そっちに行くのがいいかどうかわからないです。ただ意向としては非常に変わってきてる部分もあるというのが現状なのかなっていうふうに思います。

ずっと流れの中で、茅ヶ崎の、不動産評価に関しても多分、専門家がいるんで、その前で言うのもあれですけど、東日本の時にドーンと落ちて、その前、バブルからずっと落ちて、それ以上に落ちて、でやっとなんと上がってきて今、非常に逆にバブルになってるというような状態でもあります。

そういう部分も加味しながら、長年の部分で計画を立ててそれを実行していくっていうのが、都市計画だと思いますので、その中で何を本当に、次のアクションのために何を、必要としてるのかを抽出していかないと評価していかないといけない部分もあるのかなというふうには思うんですけど、その辺の観点からはいかがかと。

○中村会長

事務局、いかがですか。

○井上都市政策課長補佐

この都市マスタープランが、まちづくりに関する最上位計画ということで、評価結果を示しながら今後の方向性、強化すべき方向性を示していきたい。

それに伴い、都市マスタープランの下位に位置する個別計画に反映していく。さらに、今、現行の実施計画に反映されているもの以外は、次の実施計画に反映していく。都市マスタープランは実施計画ではなく方向性を示すものですので、今回の中間評価によって、今後の取り組みの方向性をしっかりまとめあげ、それにより、個別計画、実施計画の方に、事業が位置付けられ、事業展開されると考えています。

以上でございます。

○中村会長

はい、岡崎委員

○岡崎委員

すいません、ちょっと具体的なことで言うのはあまりいいとは思わないんですけど、皆さんにも認識をいただきたいんですけど、実は近隣市藤沢で新駅が数年でできます。

ただ、茅ヶ崎の都市マスタープランには一切記載がありません。関連する部分が動き出してるのに、茅ヶ崎に関しては全く動きがない。これは数年後に、市民にとってどうなのかっていう意味でいうと、乗り合い交通その他の部分で、中間評価ですけど、結局そういう部分をどうやって反映させていくかっていうことを、中間評価で取らなきゃならないという部分でいうと、そういう項目がどういうふうにとったら、次のマスタープランに入れていけるのかっていうことも考えないといけないんだと思うんです。

そういうものをどのようにしていくかっていうことも、中間評価なんですけど、中間評価が次のものに対して、影響力があるのであればそこに、そういう周辺との兼ね合いをどういうふうと考えていくかっていうような、中間評価も入れとかなきゃいけないのかなと思うんですけど、その辺はいかがなものかと。

○中村会長

すいません。

事務局どうぞ。

○深瀬都市政策課長

北部に関しましては、近隣の藤沢市で新駅の構想があるということです。

今回、中間評価の中で地域公共交通の評価もあります。

現在、地域公共交通計画を策定しています。

その中では新駅の構想も見据えながら、計画を作っていくことになるかと思えます。

具体的な施策につきましては、都市マスタープランの下位に位置している地域公共交通計画の中でしっかりと考えていく問題だと考えています。

以上です。

○中村会長

はい。ありがとうございます。

私からも一つ、先ほどPDCAの話をしましたけど、今回の中間評価というのはあくま

で中間チェックの話であって、改定の話をする話ではないので、5年経った時点で、大きな方向性としてどうかというフィルタリングをかけるといったことと理解をしております、現状の推移の把握が主だと思います。

一方で、今日各委員さんからご発言ありましたように、指標のチェックとあと3年前の、或いはそのもう少し前の意識調査だけだと、大丈夫なのかというご心配もご提起されて、それはその通りだと思います。

ただそうは言いながら、予算その他できることできないことがあるかと思えます。いずれにしても、例えばこの今日の資料で言うと、先ほど、小峰委員から発言がありました7ページの上の枠組みの中の最後の行にあるように、こういう把握をし、ハードソフト進捗及び市民意識、これらを把握した上で、最後の文章が、「今後の取り組みの方向性を把握する」と、これが最後のゴールといたしましょうか、この中間評価の目的となっておりますから、ぜひこの二つの把握だけではなくて、例えば、周辺地域を含めた或いは時代の変化を含めたトレンドの変化も含めて、広い視点でとえていただいて評価としてまとめていただければというのが、各委員さん共通したご意見だったかなと思います。そのあたり、よろしく願いをできればと思います。

これからスタートということでございますから、今日の各委員の思いを、取り入れるものは取り入れていただいて、取り組んでいただけたらと思います。

そろそろお時間も経って参りましたので、さらにという形で何かコメントございましたら願いをできればと思いますが、いかがでしょうか。

どうもありがとうございます。

大変熱心なご意見ありがとうございました。

それではただいまの報告事項につきましては、この程度とさせていただければと思います。

そうしますと本日の予定いたしました議題は、これで終了をいたしました。3番のその他とございますけれども、こちらにつきましては事務局から何かございますでしょうか。

はい、事務局どうぞ。

○菊地都市計画課長

事務局から2点の事務連絡がございます。

1点目につきましては、令和4年11月の本都市計画審議会において、松が丘二丁目地区における地区計画の導入についてご報告をさせていただきました。

こちらの件でございますが、その後も、地区計画の決定に向けた手続きを進めて参りましたが、地権者である開発事業者の事業方針の見直しによりまして、地区計画の決定手続きを取り止めて欲しい旨の申し出が出されました。

これを受けましてやむを得ず都市計画の手続きを中止せざるをえないこととなりましたので、ご報告をさせていただきます。

2点目でございますが次回の開催の予定についてのご案内でございます。

次回、令和5年度第2回茅ヶ崎市都市計画審議会でございますが、詳細な日程は未定でございます。

11月の開催を予定させていただいておりますが、今年8月に本審議会の委員の改選も控えていることもございますので、次期の委員としてお務めいただく方につきましては、日程が決まり次第、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

○中村会長

はい、わかりました。

ありがとうございました。

その他は特にございませんでしょうかね。

はい。それでは、失礼いたしました。

それでは本日の審議会は以上で終了ということにいたします。

皆様方、長時間にわたりまして活発なご議論いただきまして、ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第1回茅ヶ崎市都市計画審議会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

11時30分閉会